

個人情報保護と活用について

～災害時に備えた、日ごろからの
見守り、支えあいの取組のために～



STEP0:はじめに・・

- 大きな災害が発生した時、皆さんの住む地域には、避難するときに助けが必要な方（災害時要援護者）がいます。

例えば・・

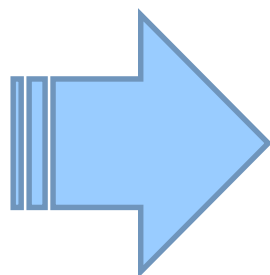
避難するときに支援が必要な方
（障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児）

状況判断に支援
が必要な方
（外国人など）



STEP0:はじめに..

- 過去の大きな災害の時には、災害時の支援が受けられず、災害時要援護者の被災が多くみられました。
- 日ごろから、地域で顔の見える関係をつくり、お互いに助け合う環境づくりが大切です。



STEP0:はじめに..

- 横浜市では、災害時要援護者のうち、要介護認定者などの条件に該当する方を対象に「**災害時要援護者名簿**」を作成し、地域に提供しています。

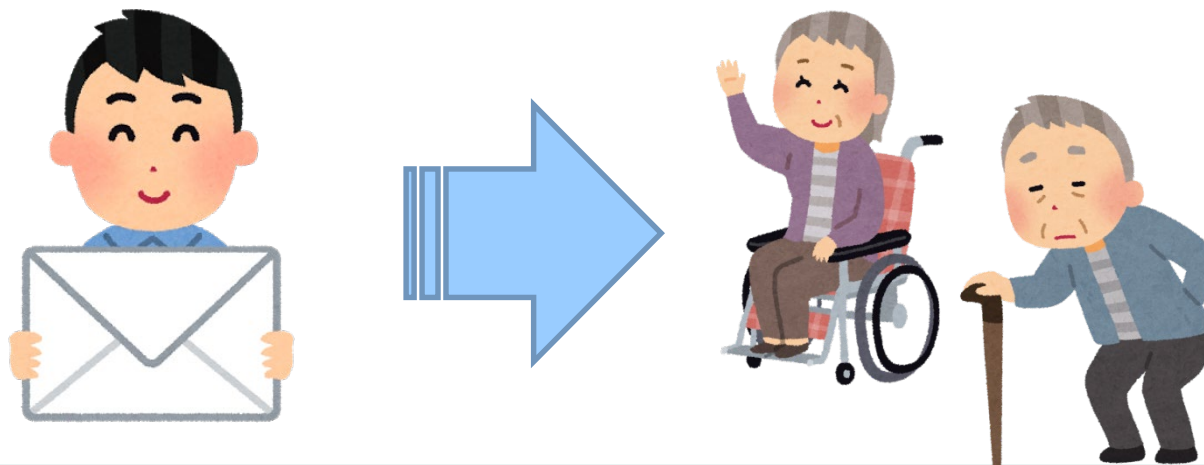
【対象者】

1. 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 介護保険の要介護度3以上の方
 - イ 全員が65歳以上の世帯で、いずれもが介護保険要支援以上
 - ウ 要介護度2以下で、認知症のある方
2. 障害福祉サービス受給者（身体障害、知的障害、難病患者）
3. 視覚、聴覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
4. 愛の手帳判定基準表A1またはA2



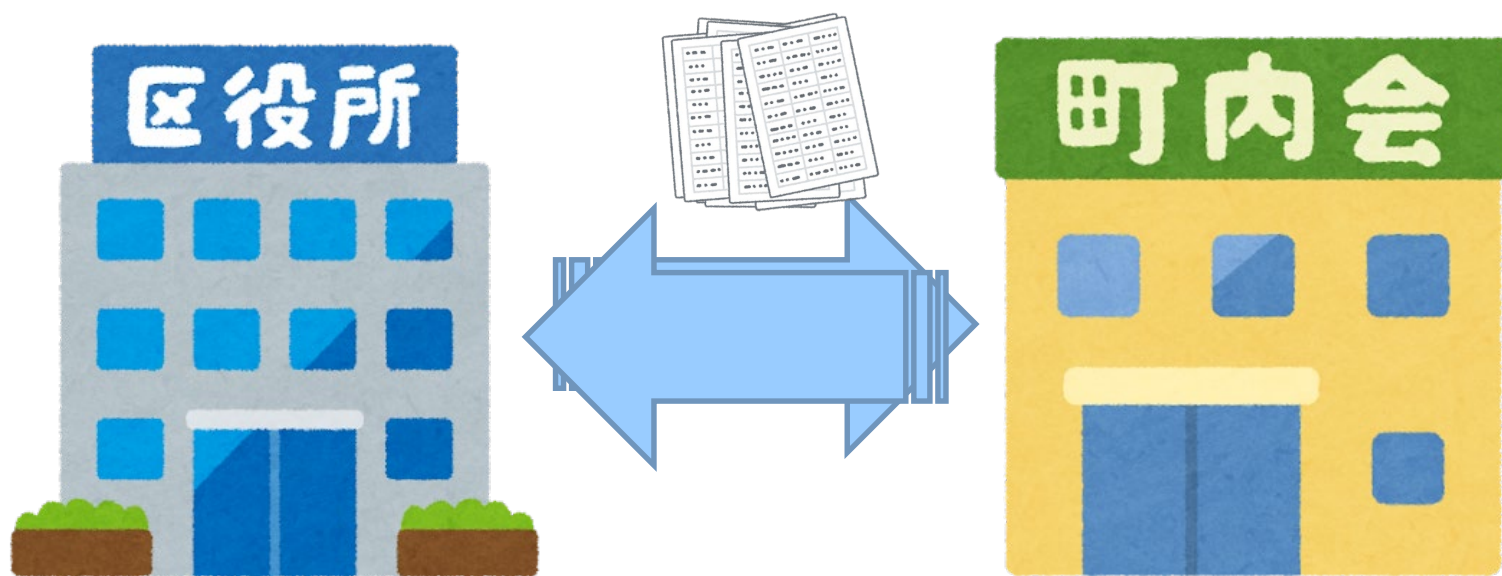
STEP0:はじめに・・・

- なお、区役所が「災害時要援護者名簿」を作成するときには、要援護者に該当する方に対し、“名前や住所の載った名簿を地域の方に提供すること”について説明し、同意確認をしています。



STEP0:はじめに・・

- 区役所から毎年3月頃に名簿をお送りいたします。新しい名簿が届いたら古い名簿は速やかに区役所にご返却をお願いします。



STEP0:はじめに・・・

- 区役所が提供する名簿は、
 - ①個人情報取扱研修を受ける
(この動画の視聴で受講済)
 - ②情報取扱者届に登録して区役所に提出この2点を実施すれば、誰でも地域の顔の見える関係づくりのために活用できます。地域の助け合いのために有効に活用しましょう。



STEP 1: 個人情報とは

- 「特定の個人の情報」であることを識別できる情報 のこと。

つまり・・・

- 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、写真、病歴・障害、思想、信条など



STEP1: 個人情報とは

- 生年月日、性別等はそれだけでは個人を特定できませんが、他の情報との組み合わせると個人情報になります。

男性

?



誰のこと
かわから
ないな

〇〇1丁目に在住で
4月1日生まれの
男性

もしかして
Aさんの
ことかな?

港北区で
要援護者支援
担当の男性



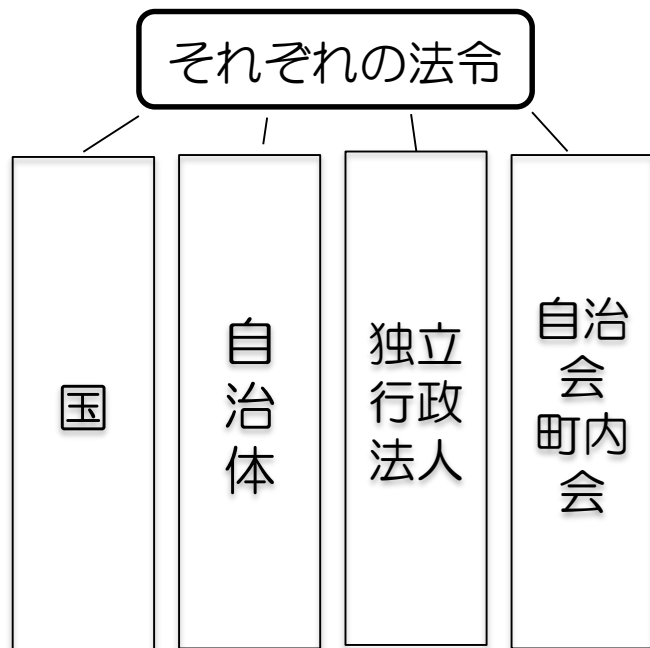
名前がわからなくても個人を特定できれば
個人情報になる可能性があります。



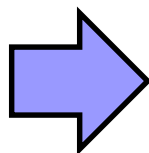
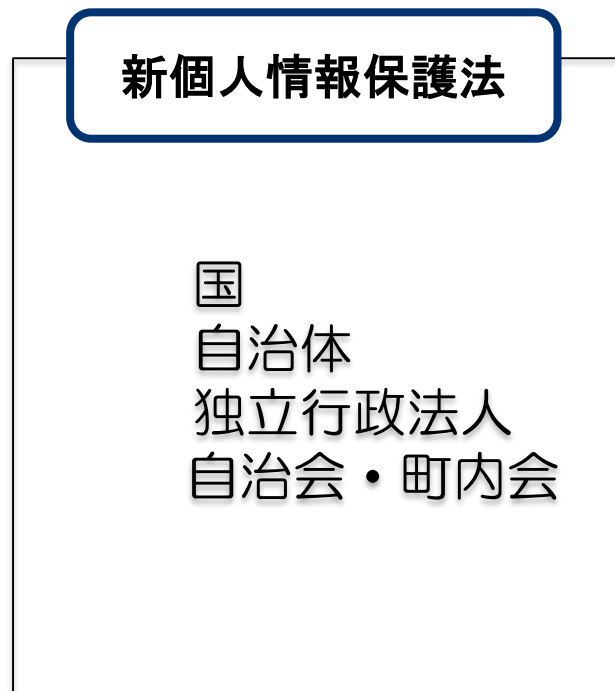
STEP2: 法律について

個人情報保護法の改正

【改正前】



【改正後】



- 統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されました。
- 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一されました。



STEP2:法律について

個人情報保護法の第1条

- 個人情報保護法 第1条（目的）

この法律は、・・・個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報の有用性に配慮

個人の権利利益の保護



STEP2: 法律について

災害対策基本法の規定

- 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の漏えいの防止、要援護者の利益の保護に必要な措置を講じる必要があります。
- 名簿情報の提供を受けた者、名簿情報を利用して避難支援に携わる者は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはいけません。



STEP2:法律について

罰則について

- 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しないこと。罰則が科されます。

罰則が科される
なんて心配…



- 罰則が適用されるのは、**自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時**です。
- 適正に取り扱えば**罰則の心配はありません。**



STEP2:法律について

個人情報取り扱いのルール

個人情報は人と人とのつながりを支えているものです。

ルールを守って上手に利用しましょう。

ルールが守られないと…

- 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用すると罰則が科せられます。
- 日常生活での写真や電話番号などと同様にプライバシー権の侵害として、民法上の不法行為責任や刑法上の名誉棄損罪に問われる可能性もあります。

(例：ネット上での写真流出など・・・)



STEP3: 個人情報取り扱い

7つのポイントについて

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること
- ② 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること
- ④ 障害や健康状況など特に配慮が必要となる情報は本人の同意を得て取得する



STEP3: 個人情報情報の取り扱い

残りの3つのポイントは…

- ⑤ 本人から「個人情報情報の開示や訂正等の要求」があったら対応する
- ⑥ 取得した個人情報情報は安全に管理をする
- ⑦ 苦情の申出に対応する

これらの7つのポイントを抑えて、
要援護者名簿を取扱いましょう。



STEP3: 個人情報取り扱い

- 事業の目的は？何のため？

→ 要援護者支援事業の目的を確認し、きちんと要援護者に説明できるようにしておきましょう。

- そんなことまで聞くの？

→ 支援に必要な最小限の情報収集にしましょう。

- そんな話したかな？要援護者？

→ きちんと意思を確認しましょう。

(話した内容や日時等を記録しておきましょう)



STEP4:まとめ

- ① 相手との信頼関係をつくる
 - 相手が大切にしたいものを大切に扱う。
 - プライバシーにも配慮する。



STEP4:まとめ

● ② 個人情報取扱いのルールを理解する

- 本人（要援護者）の同意があれば、

情報提供・共有ができます。

※港北区の場合は、同意方式で実施しているところがほとんどです。基本的に区役所が名簿を作るときに同意を得ています。

- 本人（要援護者）の同意がなくても生命・身体に危険がある等緊急のときは、同意を得ずに、第三者(ボランティア等)に情報提供することができます。

- 法律、条例、協定の規定を守る。

(定期的な個人情報研修、情報取扱届の提出、など)



STEP4:まとめ

③ 誰が名簿をもっているか

明確にしておく。

名簿は不用意に持ち歩かない。

※ 万が一、紛失してしまった場合は、
すぐに区役所に連絡してください。



STEP4:まとめ

- ④ 個人情報大切に取り扱い、
助けあいの輪を広める



誰もが安心して暮らせる
地域づくりのため
個人情報の適正な取扱いに
ご理解・ご協力をお願いします。

